

湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び湖西市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年9月29日

湖西市長

田中 義之

湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び湖西市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

(湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年湖西市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第2項及び第20条の3第2項中「、始業の時刻から連續し、又は終業の時刻まで連續した」を削る。

(湖西市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第2条 湖西市職員の育児休業等に関する規則（平成4年湖西市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「の請求」の次に「、育児休業法第19条第2項の規定による申出（以下「第2項申出」という。）及び同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 任命権者は、第2項申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより第3項変更をしなければ条例第17条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

様式第1号を次のように改める。

育児休業承認請求書

(任命権者)		請求年月日	年	月	日	
様		請求者	所属_____			
下記のとおり 育児休業 の承認を請求します。 育児休業の期間の延長		職名_____	氏名_____			
1 請求に係る子	氏名					
	続柄		生年月日	年	月	
2 請求の内容 (該当する□に印を記入)	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 (同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入)					
	3 請求期間	年	月	日から	年	月
4 既に育児休業をした期間	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで
5 配偶者	氏名					
	育児休業の期間	年	月	日から	年	月
6 備考						

(注) ① この請求書（育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものは除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等（当該子が育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあっては、その事実。（注③）において同じ。）及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等のいずれか）を添付すること（写しでも可）。

② 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、育児休業条例第2条の3第3号掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「2歳までの子の育児休業」とは、育児休業条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう（⑤において同じ。）。

③ 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。

④ 育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、所属課、職名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。

⑤ 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業（育児休業条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。

⑥ 「6 備考」欄には、（ア）請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、（イ）請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、（ウ）請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第11条関係)

育児短時間勤務承認請求書

(任命権者)		請求年月日	年 月 日
様		請求者	所 属
下記のとおり		育児短時間勤務	職名
		育児短時間勤務の期間の延長	の承認を請求します。
			氏名
1 請求に係る子	氏名		
	続柄		
	生年月日	年 月 日生	
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長		
	<input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務(再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)		
3 請求期間	年 月 日から	年 月 日まで	
4 勤務の形態	週 時間 分勤務	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	
	(育児休業法第10条第1項)	<input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号	
勤務の日 及び時間帯	月(: ~ :)	火(: ~ :)	
	水(: ~ :)	木(: ~ :)	
金(: ~ :)			
5 既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から	年 月 日まで	
	年 月 日から	年 月 日まで	
6 備考			

(注)① この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか)を添付すること(写しでも可)。

② 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。

③ 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難い場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。

④ 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

⑤ 該当する□にはレ印を記入すること。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第14条関係)

部 分 休 業 承 認 請 求 書 (第1号部分休業用)

(任命権者) _____様		請求年月日	年 月 日	
		請求者 所 属	_____	
下記のとおり部分休業の承認を請求します。		職 名	_____	
		氏 名	_____	
1 請求に係る子	氏 名			
	続柄等			
	生年月日	年 月 日生		
2 請求期間 及び時間	期 間		時 間	
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分	
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後 時 分～ 時 分	
3 備考				

(注)① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか)を添付すること(写しでも可)。

② 部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。
 ③ 該当する□には✓印を記入すること。

部分休業承認取消簿（第1号部分休業用）

部 分 休 業 承 認 請 求 書 (第2号部分休業用)

(任命權者)

請求年月日

年 月 日

樣

請求者 所 屬

下記のとおり部分休業の承認を請求します。

職名

氏名

		氏名			
1 請求に係る子	続柄等				
	生年月日	年	月	日	生
3 備考					

※この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか)を添付すること(写しでも可)

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。